

## 日中一時支援重要事項説明書

利用者の皆様が安心してご利用していただくためのサービス内容、お願い事項の説明書です。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

(以下 令和6年4月現在)

### I 施設概要

名称	社会福祉法人 東方会
事業所名	瑠璃光苑
施設長（管理者）	渡辺 知法
所在地	佐賀県伊万里市二里町大里乙 403 番地 1
電話番号	0955-23-2767
FAX番号	0955-23-2736

### II サービス利用対象者について

- ・ 当苑が事業委託を受けている自治体から支給決定を受けられた方
- ・ 著しい行動障害により、当苑のサービス提供体制では安全確保の面で困難が生じる場合、ご契約できないこともございます。

### III 利用料金について

以下料金構成となります。

#### ①サービス利用料

日帰り時間あたりの負担額（1割）

サービスの種類	4時間未満 (0.25)	4時間以上8時間未満 (0.5)	8時間以上 (0.75)
区分 3	187円	376円	563円
区分 2	147円	295円	443円
区分 1	122円	244円	366円

\*上記につきましては、食事代、光熱水費は含んでいません。

\*市町村によって負担の減免、免除がある場合があります。

【伊万里市】

生活保護 ～ 負担金0円

【武雄市・有田町】

生活保護 ～ 負担金0円

低所得1・2 ～ 負担金1/2円

\*その他自治体についてはその都度確認いたします。

## ②食事料金

- 昼食530円
- 昼食のみの提供となります。
- 弁当など持参された場合、料金は発生しません。

※食事代の負担軽減はありません。

## ③光熱水費

- 1回100円

※入浴の有無、利用時間に関わらず1回の利用につき100円いただきます。

以上が利用の際の料金構成となります。

◎サービスに係る料金は、1か月ごとに計算し、サービス利用月の翌月20日頃までにご請求致します。利用料金は以下の方法でお支払い下さい。

### 【利用料金のお支払い】

口座振替にて利用料をお支払いください。

利用者様の銀行等の口座より自動引き落としにより料金をお支払いいただきます。（事前の手続きをお願いいたします。）

## IV サービス内容についての説明

### 1、サービス実施日

- 月～日曜の毎日。但し年末年始（12/29～1/3）、夏季（8/13～15）、その他入所施設で大きなイベント（年間5日程度）を実施させていただく場合はお休みとさせていただきます。また、入所施設でインフルエンザなどが流行しご利用に際して感染の恐れがある場合はお休みとさせていただきますケースがございます。

### 2、サービス提供時間

- 9：00～18：00（厳守お願いいたします）

### 3、サービス提供場所

- 入所施設内、デイサポートセンター内、プレイルーム内その他法人敷地内。
- 入浴につきましては入所施設浴室となります。
- \* その日のご利用者数、対応スタッフの状況により対応させていただきます。

## 4、スタッフ

- 施設介護スタッフ、パート、アルバイト（最大3名まで）

## 5、受入れ人数

- 上記3名スタッフで受入れ可能な人数となります。（通常5名位まで）
- \* スタッフの配置可能数によって、日毎受入れ可能数が変化いたします。

## 6、予約について

- 対応スタッフの手配がございますので原則1週間前までにご予約ください。
- \* 予約の状況により受入れが出来ない場合がございます。
- \* 行違いを防ぐ為にメモ、FAX、メールなどでお知らせいただきますようお願いいたします。受信後、こちらからご確認の電話連絡をさせていただきます。

## 7、キャンセルについて

- 利用開始時間の2時間前までにご連絡をいただければキャンセル料は発生いたしません。もしご連絡がない場合はキャンセル料として、予定時間内の食事代と1時間につき800円をいただきます。

## 8、送迎の際の連絡について

- 登苑時、自宅出発前の体温と体調をお知らせください。
- 直近の体調面などで留意事項がございましたらお知らせください。
- 風邪、インフルエンザなど他利用者に感染する恐れがあると判断させていただいた場合、ご利用を控えていただく場合がございます。
- 帰りの際、次回予約をしていただく場合はメモでお渡しください。後ほど受付担当者からご確認の連絡をさせていただきます。
- 送迎場所はデイサポートセンター、又はプレイルームまでお願いいたします。
- \* 土日など場合によっては入所施設玄関で対応させていただく場合がございます。

## 9、食事について

### ☆ 重要

- 食事の提供は昼食のみとなります。
- お弁当などを持ち込まれて結構です。ただし以下事項についてはお守りください。
  - ① 持込み食材の調理は食中毒防止の観点から一切致しかねます。（刻み、ミキサーなど）
  - ② カップラーメンなどのお湯の準備は致しかねます。
  - ③ 食事サービスをご利用の方、またご利用者自身でお弁当などの食事を準備される方、いずれの場合においても、食中毒防止の観点から他利用者とのご飯類のやり取りは一切行なわないようお願い申し上げます。
  - ④ エプロン、特別食器、特別スプーンなど個人的に使用するものはご持参ください。

- ⑤ 食事の前には必ず手洗いをお願いいたします。
- ⑥ 食中毒が発生しやすい季節は特に御注意ください。
- 年齢層に応じて食事量を調整させていただいております。
- 食材の大きさについてご希望があればミキサー、刻み、一口大で対応いたします。
- 嗜好の要望については対応出来かねます。
- 昼食 12:00~13:00 となります。
- 食事を予約されているご利用者で昼食 13:00 を過ぎての来苑や、睡眠などで食事を取られない場合などは食中毒防止の観点から処分させていただくこととなります。その際、食事の料金は頂くこととなります。

## 10、入浴について

- 長期間の連続利用や月~金までの連続利用をされるについては入浴の回数などについてお打合せをさせていただきます。
- 入浴時間は 14:00~16:00 となります。
- 施設入所者と一緒となります。
- 日曜日は入浴設備の清掃の日となりますので入浴サービスは行なっておりません。
- 入浴をご希望される児童の方は、事前に血液検査をしていただくこととなります。  
\* 内容については別途血液検査についての説明書をご確認ください。
- 初回入浴時など保護者の方に付き添いしていただき、ご指導をお願いする場合がございます。

## 11、緊急時の対応について

- ご利用中に体調に異変が生じた場合、ご家族へご連絡し通院をお願いすることとなります。もし当苑で通院する場合は通院費用が実費必要となります。
- 突発的な事故やケガ、発作などで緊急通院が必要な場合は当苑で対応をさせていただきます。
- 事故による入院などが発生した場合は、速やかに県、市町村及びご家族等へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

## 12、その他

- 持ち物には名前を書いてください。
- 貴重品類はお預かりできません。
- 大切な持ち物については別途ご連絡ください。
- 契約をご希望される場合は、ご本人と必ずお会いして状況のご確認をさせていただきます。

## 14、業務継続計画（BCP）の策定

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施する為、

また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、以下の取り組みを行います。

- ① 職員に対して、業務継続計画（BCP）について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 15、苦情・要望・意見の受付窓口

当事業所のご利用にあたっての苦情やご不満などにつきましては、下記までご連絡ください。お気づきになったことがあれば何でもご相談ください。また、受付後内容を確認させていただく場合がございます。

### ◇苑内苦情受付

TEL0955-23-2767

苦情解決責任者：理事長 大宅 啓子 苦情受付担当者：太田黒 育美

第三者委員：多久島 幹雄・梶山 芳弘

受付時間：9：00～18：00

### ◇その他苦情受付機関

TEL0952-23-2151

佐賀県運営適正化委員会 苦情解決小委員会（佐賀県社会福祉協議会内）

## 16、虐待防止への取り組み

当事業所では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、以下の取り組みを行います。

### 【取り組み】

- \* 当事業所では、虐待防止委員会を設置し、適時に委員会を開催、虐待防止に努めます。
- ① 虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
- ② 日頃より社会福祉法・障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めます。
- ③ 事業所の虐待防止責任者や虐待相談受付担当者は日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導します。

### 【身体拘束等の適正化】

- ① 利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ② 当事業所では、身体拘束適正化委員会を設置し、適時に委員会を開催、身体拘束等の適正化に努めます。
- ③ 身体拘束等の適正化に向けて、職員に対する研修を定期的を実施します。

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止責任者      理事長    大宅 啓子</li> <li>・虐待相談受付担当者   サービス管理責任者 太田黒 育美</li> <li>・ご利用時間            9:00 ~ 18:00</li> <li>・電話番号                0955-(23)-2767</li> <li>・FAX                      0955-(23)-2736</li> </ul>
------------------	--

## 17. 第三者評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり    2 なし
	② なし		

## 18. ご利用者の記録や情報の管理、開示について

- (1) 当事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示いたします。（開示に際して必要なコピーなどの諸費用は利用者の負担となります。）
- (2) 当法人内には事業所等における犯罪、事故、人権侵害等の防止のために防犯カメラを設置しております。画像の管理については厳正に行います。尚、事故防止対策等の向上を図る目的から法人スタッフの研修に使用することがございます。

## 瑠璃光苑 苦情解決のしくみ【図】

